

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十四号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一第百八号中「千八百八十円」を「二千二百円」に改め、同表の一第百九十号を同表の一第百九十三号とし、同表の一第百八十九号の次に次の三号を加える。

190	蛍光X線試料粉碎機	千六百元
191	ナノ粒子気相発生装置	千八百円
192	協働ロボットアーム	千五百円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。